

令和3年10月21日
(木曜日) 時点

令和3年度新居浜市 「えひめ版応援金（第2弾）」に係る申請要領

概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、人流や事業活動等は感染流行前の水準に回復しておらず、デルタ株を始めとした感染が拡大しており、経営への影響の長期化によって、事業収入（売上）が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等を支援するため、「応援金」を交付します。

2. 交付額

法人：30万円 個人事業主：20万円

(いずれも市独自上乗せ分10万円含む)

※本事業における応援金申請は、1事業者につき1度限りです。

申請は、店舗単位ではなく事業者単位です。

※令和3年8～9月の愛媛県からの「営業時間短縮要請」の対象だった店舗を営する事業者、令和3年6月～9月分の月次支援金を申請又は受給した事業者は、本応援金を申請しないでください。
※関係機関への照会等により重複受給が確認された場合は、応援金の交付決定を取り消すことがあります。

交付対象者及び交付要件

1. 交付対象者

令和3年9月1日時点で、新居浜市内に本社・本店を有する中小企業者等及び新居浜市内に住所地を有する個人事業主。(中小企業者等における本社・本店とは、履歴事項全部証明書における本店を指します。個人事業主においては、住民票の住所が新居浜市内にあることが必要です。)

ただし、応援金交付の申請を行うこと及び交付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）において、一度に限るものとする（※1）。

(1) 中小企業基本法に定める中小企業者に加えて、医療法人、農業法人、NPO法人等の会社以外の法人についても幅広く対象となります。

(2) 会社以外の法人（医療法人、農業法人、NPO法人等）については、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③に該当する者が対象となります。

① 資本金の額又は出資の総額（※2）が3億円以下であること。

② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※3）の数が300人以下であること。

③ 主たる事務所の所在地が、新居浜市内にあること。

※1：同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は、一度限りとする。

※2：「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

※3：「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。（パート、アルバイト、派遣職員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は、「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。）

以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

(1) 令和3年8～9月の「時短要請（※4）対象者」又は令和3年6～9月の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（※5）」を受給した事業者。

※4：愛媛県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項、第31条の6第1項に基づき行う、営業時間短縮の協力要請。

※5：中小企業庁が実施する令和3年の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業若しくは営業時間短縮又は不要不急の外出若しくは移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するために支給する支援金。中小法人等の場合は各月20万円を超えない範囲（4か月で最大80万円）。個人事業者等の場合は各月10万円を超えない範囲（4か月で最大40万円）。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業（ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く。）及び同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(4) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

(5) 政治団体

(6) 宗教上の組織若しくは団体

(7) 大企業及びみなし大企業（※6）

※6：みなし大企業は次のいずれかが対象となります。

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(8) (1)から(7)までに掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

参考：中小企業基本法に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は は出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

2. 交付要件

以下のいずれも満たすこと。

- (1) 令和3年6～9月のいずれかの月の事業収入(売上)(※7)が、令和元年又は令和2年同月の事業収入(売上)と比較して、30%以上減少していること。
又は、令和3年6～9月のうち任意の連続2か月の月間事業収入(売上)が、令和元年又は令和2年同月の月間事業収入(売上)と比較して、各月が連続して15%以上減少していること。
- (2) 令和元年又は令和2年6～9月を含む年間売上が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること。
- (3) 応援金を感染対策や事業活動等の充実に活用し、将来に向かって効果が持続する形で事業活動に取り組むこと。
- (4) 応援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。

※7：事業収入(売上)とは、確定申告書類において事業収入として計上するものになります。

(収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。)なお、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。また、国の持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入は、事業収入(売上)には含めません。((2)の年間事業収入も同様)

3. 特例要件

新規開業や事業承継によって、通常の申請では不都合が生じる場合で、以下のいずれかの特例要件を満たす事業者は、それぞれの特例で指定する書類を提出することで申請を認めます。

(1) 創業・新規開業特例

対象月となる令和3年6～9月との比較を行うことが困難である令和元年6月2日から令和3年8月31日までの間に創業又は新規開業した中小企業者等（個人事業主を含む。）で、以下のいずれかを満たすこと。

【令和元年6月2日から令和2年11月30日までの間に創業又は新規開業した場合】

- ① 令和3年6～9月のいずれかの月の事業収入（売上）が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入（売上）と比較して、30%以上減少している。
- ② 令和3年6～9月のうち任意の連続2か月の月間事業収入（売上）が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少している。

【金融機関から融資を受け、又は、支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者であって、令和2年12月1日から令和3年8月31日までの間に創業又は新規開業した場合】

- ③ 令和3年6～9月のいずれかの月の事業収入（売上）が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和3年6～9月のうちの同月の事業収入（売上）と比較して、30%以上減少している。
- ④ 令和3年6～9月のうち任意の連続2か月の月間事業収入（売上）が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和3年6～9月のうちの同月の事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少している。

※設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

なお、2.（2）事業収入（売上）の下限要件については、免除となります。

申請に必要な書類は、P. 7【特例適用の場合】を確認してください。

(2) 事業承継特例

事業収入（売上）を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた事業者で、以下のいずれかを満たすこと。

- ① 令和3年6～9月の事業承継後のいずれかの月の事業収入（売上）が、令和元年又は令和2年同月の事業承継前の事業収入（売上）と比較して、30%以上減少している。
- ② 令和3年6～9月の間における事業承継後の任意の連続2か月の事業収入（売上）が、令和元年又は令和2年同月の事業承継前の事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少している。

なお、事業承継をした月の事業収入（売上）は、承継前の者と事業の承継を受けた者の月間事業収入（売上）の合計を用いることができる。

また、令和3年10月以降に事業の承継を受けた場合、令和3年6～9月の月間事業収入（売上）は、承継前の者の月間事業収入（売上）を用いることができる。

申請に必要な書類は、P. 7【特例適用の場合】を確認してください。

(3) 法人成り特例

事業収入（売上）を比較する2つの月の間に個人事業主から法人化した場合で、以下のいずれかを満たすこと。

- ① 令和3年6～9月のいずれかの月の法人の事業収入（売上）が、令和元年又は令和2年同月の法人化前の個人事業主の事業収入（売上）と比較して、30%以上減少している。
- ② 令和3年6～9月の間における任意の連続2か月の法人の事業収入（売上）が、令和元年又は令和2年同月の法人化前の個人事業主の事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少している。

ただし、法人化した月の事業収入（売上）は、法人化前の個人事業主と法人化後の法人の月間事業収入（売上）を合計した額を用いることができる。

また、令和3年10月以降に法人化した場合、令和3年6～9月のいずれかの月の事業収入（売上）は、法人化前の個人事業主の月間事業収入（売上）を用いることができる。

申請に必要な書類は、P. 8【特例適用の場合】を確認してください。

4. その他

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って応援金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正や悪質な行為等が判明した場合は応援金を返還いただくとともに、申請者の情報を公表するなど、厳正に対処いたします。

申請の流れ

1. 申請書類

応援金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を令和3年12月24日（金）までに新居浜市えひめ版応援金（第二弾）事務局に提出してください。

なお、新居浜市は必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。申請書の控えは、お手元に保管していただくようお願いいたします。

【必要な書類】

1. 交付申請書（様式1）

2. 誓約書（様式2）

※誓約書の最下部の所在地、名称及び代表者の欄は、必ず自署でお願いします。

3. 応援金の振込先口座の通帳の写し

通帳のおモチ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方（金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の情報が確認できるページ）の写し。

【インターネットバンキングの場合】

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるサイトページ画面の写し。

4. 令和3年9月1日時点の事業者の住所および法人代表者確認のための書類

【法人の場合】

「履歴事項全部証明書」および「法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等」の写し。

【個人事業主の場合】

「住民票の写し」。

【共通】

「履歴事項全部証明書」、「住民票の写し」については、令和3年9月1日以降に公的機関から発行されたもので、発行日が申請日より3か月以内のもの。コピーも可。マイナンバーカードは表面のみ、住民票の写しは個人番号の記載されていないものをご提出ください。

5. 令和3年6～9月全ての事業収入（売上）が確認できる書類

中小企業者等（個人事業主を含む）が作成している確定申告の基礎となる「売上台帳」等（売上台帳、帳面その他対象月を含む事業年度の確定申告の基礎となる書類）の写しを添付してください。

6. 令和元年又は令和2年6～9月全ての事業収入（売上）が確認できる書類

【法人の場合】

令和元年又は令和2年6～9月を含む「法人税確定申告書（別表一）」の控え、及び「法人事業概況説明書」の控え（1枚目、2枚目）を添付してください。

※公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO 法人等）である場合は、令和元年又は令和 2 年 6 ～ 9 月の収入（寄付金、助成金等を含む）が確認できる書類として、下記を確定申告書類の代わりに提出することができます。

例)

法人種別	月間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記に記載のない法人については、令和元年又は令和 2 年 6 ～ 9 月の収入が確認できる書類を提出してください。

【個人事業主の場合】

- 確定申告が青色申告の方

令和元年又は令和 2 年 6 ～ 9 月を含む「所得税確定申告書第一表」の控え、及び「青色申告決算書」の控え（1 枚目、2 枚目）を添付してください。

- 確定申告が白色申告の方

令和元年又は令和 2 年 6 ～ 9 月を含む「所得税確定申告書第一表」の控え及び「収支内訳書」の控え（1 枚目）を添付してください。

【特例適用の場合】

< 特例ごとに必要とする証拠書類 >

(1) 創業・新規開業特例

〈法人の場合〉

- ① 履歴事項全部証明書

※申請日より 3 か月以内に発行されたものであり、特例適用期間に法人設立年月日があること。

※発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

- ② 「事業収入（売上）減少比較表（様式 3）」

〈個人事業主の場合〉

- ① 開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等（事業の開始が確認できる書類）

- ② 「事業収入（売上）減少比較表（様式 3）」

(2) 事業承継特例

- ① 令和元年又は令和 2 年 6 ～ 9 月を含む確定申告書類の控え

※事業の承継を行った者の名義によるもの

② 個人事業の開業・廃業等届出書（收受日付印の押印又は e-Tax により申告した場合は受付日時が印字されているもの）

※令和元年又は令和 2 年 6 ～ 9 月を含む確定申告書の控えに記載の住所・氏名から

の事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

(3) 法人成り特例

【法人化前の個人事業主に係るもの】

① 令和元年又は令和2年6～9月を含む事業年度の確定申告書類

青色申告の場合：令和元年又は令和2年6～9月を含む「所得税確定申告書第一表」の控え、及び「青色申告決算書」の控え（1枚目、2枚目）

白色申告の場合：令和元年又は令和2年6～9月を含む「所得税確定申告書第一表」の控え及び「収支内訳書」の控え（1枚目）

【法人化後の法人に係るもの】

② 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書

※法人設立届出書：「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日付印が印字）されていること。

※個人事業の開業・廃業等届出書：「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。また、收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日付印が印字）されていること。

③ 履歴事項全部証明書

※申請日より3か月以内に発行されたものであり、法人の設立年月日が事業収入（売上）を比較する2つの期間の間であること。

※発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

【共通】

- ・確定申告書の控えについては、税務署の受付印、受付日時の印字、税理士等の証明印、青色申告会の受付印のいずれかがあるものを提出してください。
- ・電子申告（e-Tax）で提出した場合は、提出した確定申告書の控えの欄外に受付日時等の印字がされているものを提出してください。

7. その他必要な書類

必要に応じて、新居浜市が求める書類を添付してください。

2. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

感染拡大防止の観点から、原則ホームページからダウンロードをお願いします。

(1) ホームページからダウンロード

URL : <https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/sanshin/ouenkin02.html>

(2) 「新居浜市えひめ版応援金相談窓口」での配布

新居浜市新須賀町2丁目10番7号 フジグラン新居浜1F ATM前

※ 窓口での配布は土、日、祝日を除く9時00分から17時00分までの対応です。

3. 申請方法

郵送での申請となります。

申請書類を次の宛先に郵送することで申請することができます。なお、申請書到着確認のために簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨いたします。

感染拡大防止の観点から申請窓口は設けておりません。ご協力をお願いします。

<宛先>

〒790-0065 松山市宮西一丁目5-10 フジグラン松山別棟2F

フジトラベルサービス本社内

新居浜市えひめ版応援金事務局 宛て

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合はお受け取りができませんので、ご注意ください。

4. 申請期間

郵 送 受 付 : **令和3年10月21日(木) から同年12月24日(金) まで**

※令和3年12月24日(金)の消印有効です。

5. 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をしたりすることがあります。申請書には必ず、日中(9時~17時)に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、応援金の交付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

6. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは応援金を交付します。また、本応援金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め、確認のために連絡をすることがあり、交付まで時間を要する場合があります。

7. 通知等

交付決定した場合は、交付決定通知書を送付いたします。

応援金の交付対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

8. 交付決定の取り消し及び応援金の返還等

応援金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、新居浜市は応援金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、不正受給を行った申請者は、新居浜市の指定する期日までに、応援金の返金に加えて、加算金を支払う義務を負います。

9. 本応援金に関するお問い合わせ先

本応援金の申請等に関してご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

新居浜市えひめ版応援金コールセンター

TEL：0120-100-892

受付時間：9時00分～17時00分（土、日、祝日を除く）

その他

1. 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、応援金の交付を受けた事業者名等の情報をホームページにて公表することがあります。

2. 検査・報告等

本応援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、新居浜市は対象事業者の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

3. 個人情報の取り扱い

申請書類に記載された情報は、本応援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び契約事項を除き、他の目的には使用しません。

ただし、事務を円滑に進めるため、本応援金の審査・支給に関する事務に限り、事務を委託する事業者と共有します。

4. 警察本部への照会

行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしており、内容確認のために必要に応じて警察本部へ照会を行います。